

議員提出議案第 1 号

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者	川崎市議会議員	浅 野 文 直
	”	吉 沢 章 子
	”	山 崎 直 史
	”	菅 原 進
	”	花 輪 孝 一
	”	沼 沢 和 明
	”	東 正 則
	”	粕 谷 葉 子
	”	織 田 勝 久
	”	松 川 正二郎
	”	月 本 琢 也

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例

本則（第1条及び第10条を除く。）中「調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「議会における政務調査費（以下「調査費」という。）の交付その他」を「川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し」に改める。

第2条中「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に改める。

第10条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等

3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例 (以下「新条例」という。) の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例の規定により平成 2 5 年 3 月分の政務調査費の交付に関してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により同月分の政務活動費の交付に関してされた手続その他の行為とみなす。

(川崎市議会基本条例の一部改正)

- 4 川崎市議会基本条例 (平成 2 1 年川崎市条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費を政務活動費とし、当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定めるため、この条例を制定するものである。